

財務省告示第四十八号

省令第三十号（第五十条第十項の規定に基づき、平成十七年一月三十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第四十三

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

三 法律及びその 第二十六年法律第一百一号）第十一

四 法条項 条第一項及び国債整理基金特別

五 会計法（明治三十九年法律第六

六 号）第五條ノ二

七 社債等の振替に関する法律（平

八 成十三年法律第七十五号。以下

九 「振替法」という。）の規定の適

十 用を受けるものとし、その振替

十一 機関は日本銀行とする。

十二 価格を競争に付して行われる入

十三 札（以下「価格競争入札」とい

十四 う。）による発行（以下「価格競

十五 争入札発行」という。）、「価格競

十六 争入札」と同時に「行われる入札で

十七 あつて、価格競争入札において

十八 定められた利率をその利率と

十九 し、価格競争入札において募入

二十 の決定を受けた各申込みの応募

二十一 価格を募入額により加重平均し

二十二 て得られる価格をその発行価格

二十三 とするものによる発行（以下「非

二十四 競争入札発行」という。）及び価

二十五 格競争入札の募入の決定をした価

二十六 格競争入札の募入の決定をした

二十七 後に行われる入札の募入の決定

二十八 大臣が行われる入札の募入の決定

二十九 大臣が行われる入札の募入の決定

三十 大臣が行われる入札の募入の決定

三十一 大臣が行われる入札の募入の決定

三十二 大臣が行われる入札の募入の決定

三十三 大臣が行われる入札の募入の決定

三十四 大臣が行われる入札の募入の決定

三十五 大臣が行われる入札の募入の決定

五

募  
入  
法  
決  
定  
の

とに応募限度額を定めるもの  
（以下「国債市場特別参加者」  
）  
第 非価格競争入札」という。  
に による発行（以下「国債市場特  
別参加者」）非価格競争入札  
発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い  
も申込みの応募額を順次割り  
当てる。

各申込みの応募額を案分により  
割り当てると。

各債市場特別参加者ごとの応  
募限度額の範囲内において各申  
込

み  
の  
応  
募  
額  
を  
割  
り  
当  
て  
る  
。

六

発

入  
札  
行  
争  
額

円 額  
面 金 額  
で 一 兆 九 千 七 百 七 十 億

第十一条第一項の規定に基づき  
発行した付国債に基

額面金額で三千五百九十九  
百五十万円の国債整理基金特

会計法第五条ノ二の規定に基  
き発行した利付国債につ

は、額面金額で一兆六千二百  
十億四千五十万円

国債整理基金特別会計法第五  
ノ二の規定に基づき発行した利

付国債について、額面金額で二  
百四十億二千九百万円

国債整理基金特別会計法第五  
条

国債市場

八

口  
非  
競  
争  
入  
札  
発  
行

国債市場



(一)

は、募入決定の通知を受けた者  
式により算出した金額を次の二算  
十号に規定する。ただし、非国債込  
むもの特加者。ただし、非格  
市場特別参加者。ただし、非格  
競争入札の募集価格競争入札を  
受け分けた者は、非競争入札を  
行分けた者は、非競争入札を  
と国債市場は、非競争入札を  
非価格競争入札発行者と分  
けて算出するものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{42}{365}}$$

(二)

係る所得税が源泉徴収されるも  
のとして振替口座簿中の口座に  
記載又は記録されるものについ  
ては、前記(一)の算式により出  
た金額から当該金額に百分の二  
十を乗じた金額へたし、当該  
国債を発行時に、または取得す  
者が非居住者又は外国法人であ  
る場合には、前記(一)の算式に  
算出した金額に当該非居住者又  
は外国法人が適用を受ける所得  
税の税率を乗じた金額を控除  
することができる。  
平成十七年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う。以下、  
次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還総額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五			
払込期日	者入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還金額	後の利子	第二期	
平成十七年一月三十一日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十一年十二月二十日	る利子を払う。	いて、その日以前六月間に属す	日を支払期とし、各支払期にお	毎年六月二十日及び十二月二十